

☆ 高額療養費の限度額が変わります ☆

70歳以上の方

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度で、上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方は上限額（月ごと・70歳以上）が変わります。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払が高額になる可能性がある方は必ず、市区町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

☆ このような場合は

マスクの着用をお願いしています ☆

ご来院の患者様、ご家族様へのお願いです。下記の症状がある方は、マスクの着用をお願いしています。

- ・ 2週間以上続く咳や痰
- ・ 2週間以上続く、37.5℃以上の発熱
- ・ 原因不明の体重減少
- ・ 血痰
- ・ 呼吸困難



ご受診の際に上記症状がある方は、待合い場所を変更していただく場合もございますのでご了承ください。

また、院内への出入り口各所に、手指消毒用のポンプを設置しておりますので、お入りになる際、お帰りの際は手指を消毒されることをお勧めいたします。

なお、マスクをお持ちでない方は北玄関・南玄関に自動販売機を設置しておりますので、そちらでご購入下さい。

☆ 献血にご協力いただき有り難うございました ☆

9月14日（金）に、当院地下駐車場で献血が行われました。当日は、多くの方に受付いただき、無事終了することができました。ご協力いただいた皆さま、誠に有り難うございました。

受付数	21名
献血数	17名



☆ 特定健診は10月31日（水）までです ☆

乙訓地区の特定健康診査（特定健診）、がん検診等は平成30年10月31日（水）までです。健診時間は9：00より検査開始で受付終了11：30です。

※第2・4・5土曜、日曜、祝日を除く（土曜日は第1・3のみ健診を実施）

予約は必要ありませんが、例年10月は混雑が予想されますので、お早めの受診をお勧めいたします。

ご不明な点は「健診センター」までお問合せください。

TEL075-954-3136（代）

10月の健診日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

- ・ 患者様に感動をしていただける医療を実践します
- ・ 患者様に選んでいただける病院づくりを実践し

「患者さまの権利」

- 患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。
- ・ 医療を受ける権利
 - ・ 知る権利
 - ・ 自分で決定する権利
 - ・ プライバシーを守られる権利

医療法人 医修会 新河端病院

病院に対するご意見ご希望、また「ふれあい」へのご意見をお聞かせ下さい。（備え付けの意見箱をご利用下さい。）